指定給水装置工事事業者指定申請書

鮫川村水道事業管理者

　鮫川村長　関　根　政　雄　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　申請者　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　 TEL　　（　　　）　　　FAX　　（　　）

 水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

|  |
| --- |
| 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 |
| フ　リ　ガ　ナ氏　　　　　　　名 | フ　リ　ガ　ナ氏　　　　　　　名 |
|  |  |
| 事業の範囲 |  |
| 機械器具の名称、性能及び数 | 別表のとおり |

|  |  |
| --- | --- |
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 |  |
| 上記事業所の所在地 |  |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 |  |
| 上記事業所の所在地 |  |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
|  |  |

別表

機　械　器　具　調　書

　　年　　月　　日　現在

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　別 | 名　　称 | 型式、性能 | 数　量 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |

1. 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

誓　　　約　　　書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、

水道法第2 5条の3 第 1 項第3号 イか ら ヘまでの

いずれにも該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

申　請　者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

　鮫川村水道事業管理者

　鮫川村長　関　根　政　雄　様

年　　　月　　　日

指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項

氏名又は名称

郵便番号、住所

代表者氏名

電話番号

１　提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指

定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

|  |  |
| --- | --- |
| 直近の受講年月日 | 　　年　　　月　　　日　　・　　未受講 |
| 未受講の場合その理由（非公表） | 講習会がなかったため |

２　業務内容

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日，時間 |  |
| 休業日 |  |
| 対応工事種別 | 配水管からの分岐　～　水道メーター　（　新設　・　改造　）水道メーター　　　～　宅内給水装置　（　新設　・　改造　） |
| 修　繕 | 漏水修繕対応の可否 | 可　　　　・　　　　不可 |
| 修繕対応時間 |  |
| 対応工事種別 | 屋内給水装置の修繕　・　埋設部の修繕その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 上記内容の公表可否 | 可　　　　・　　　　不可 |

* 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
* 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに鮫川村地域整備課に届け出るようお願いします。

３　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

水道法施行規則　第36 条

法第 25 条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（公表対象外） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 上記内容の公表可否 | 可　　　　・　　　　不可 |

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※自社内研修については、研修内容を記載してください。

※受講者名は、公表の対象ではありません。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

４　過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技術を有する者の状況

水道法施行規則　第36 条

法第 25 条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。（以下抜粋）

2配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

**□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要**

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名（公表対象外） | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入） | 資格等を有しているか（○×を記入） | 工事年度 |
|  | 保有している資格等 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 上記内容の公表可否 | 可　　　　・　　　　不可 |